

## 小布施町農業次世代人材投資事業資金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び新規就農総合支援事業補助金等交付要綱（平成24年7月11日付け24農振194号。以下「県要綱」という。）に基づき、小布施町での新規就農者の定着を促進し、もって農業の振興を図るため、小布施町内で新たに就農に向けた研修を開始した者及び小布施町内で新たに就農した者に対し、補助金（以下「資金」という。）を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年3月13日規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の種類及び内容等)

第2条 事業の種類及び内容については、次の各号に定めるとおりとする。なお、各事業の資金額及び交付期間等については、別表のとおりとする。

(1) 農業次世代人材投資事業（準備型）交付サポート事業

小布施町内で、長野県新規就農里親研修制度（就農を希望する者が、農業者のもとで農業経営を開始するために行う長野県の研修制度をいう。）に基づく農業研修（以下「里親研修」という。）中の者が国実施要綱に定める農業次世代人材投資事業（準備型）の交付を受けるまでの間、同等の資金を交付する事業。

(2) 農業次世代人材投資事業（経営開始型）事業

経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業。

(3) 住居費助成事業

第1号若しくは第2号に規定する者、又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付を受けている者に対し、住居費の一部を交付する事業。

(4) 農地賃借料助成事業

第2号に規定する者に対し、農地賃借料の一部を交付する事業。

(5) 物産展等出店経費助成事業

第2号に規定する者及び町内に居住する45歳未満の農業経営者に対し、物産展等の出店に要する経費の一部を交付する事業。

(6) 経営発展支援金事業

経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業。

### (交付要件等)

第3条 前条に定める各事業の対象者の要件は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 農業次世代人材投資事業（準備型）交付サポート事業

ア 国実施要綱別記1農業次世代人材投資事業第5の1の(1)に掲げる要件のいずれにも該当していること。

イ 小布施町内に居住して、小布施町内の里親農家の元で、里親研修を開始した者であること。

ウ 里親研修終了後、小布施町内で就農する意欲のある者であること。

(2) 農業次世代人材投資事業（経営開始型）事業

ア 国実施要綱別記1 農業次世代人材投資事業第5の2の(1)に掲げる要件のいずれにも該当していること。

イ 小布施町内に居住して、新たに農業経営を開始した者であること。

(3) 住居費助成事業

ア 第1号若しくは第2号に規定する者であること。

イ 町外出身者で、自己の居住のための住居を賃借した者であること。ただし、町が貸し出す新規就農者用住宅等に入居している間は対象外とする。

(4) 農地賃借料助成事業

ア 第2号に規定する者であること。

イ 農地法第3条又は農業経営基盤強化促進法に基づいて農地の賃貸借契約を締結していること。ただし、親族（3親等以内）から借り受けた農地は対象外とする。

(5) 物産展等出店経費助成事業

ア 第2号に規定する者または、小布施町内に居住し45歳未満の農業経営者であること。

イ 農作物等の販売を目的に物産展に出店等した者であること。

ウ 対象となる経費は、申請者本人が利用する出店料、交通費、宿泊費、車借上代、駐車代、燃料代とする。

(6) 経営発展支援金事業

ア 第11条第4項の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者。

（農業次世代人材投資事業（準備型）交付サポート事業に係る計画の承認等）

第4条 第2条第1項第1号を受けようとする者は、町が実施する新規就農里親研修希望者適性審査に応募しなければならない。

2 町長は、前項の規定による応募があったときは、その内容について審査し、町・里親研修生認定通知書（様式第1号）により、結果を通知する。

3 町長は、第2項の規定により、農業経営者になることについて強い意欲を有していると判断した者（以下「町・里親研修生」という。）に対して、長野農業改良普及センター等と連携し、研修受入農家（以下「里親農家」という。）の紹介を行う。

4 第3項の規定により、里親農家が決定した町・里親研修生は、長野県が実施する農業次世代人材投資事業（農業次世代人材投資事業（準備型））の公募（以下、「県準備型公募」という。）に申請しなければならない。

（農業次世代人材投資事業（経営開始型）事業に係る計画の承認等）

第5条 第2条第1項第2号による交付を受けようとする者は、別に定める小布施町農業次世代人材投資事業（経営開始型）事業交付対象者公募要領に基づき、農業次世代人材投資事業（経営開始型）交付対象者承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容について審査し、農業次世代人材投資事業（経営開始型）事業交付対象者決定通知書（様式第3号）により、結果を通知する。

（交付申請等）

- 第6条 町・里親研修生は、県準備型公募までの間において、生活費等の確保を必要とする場合は、あらかじめ、農業次世代人材投資事業（準備型）交付サポート事業交付申請書（様式第4号）により、県から受給する農業次世代人材投資事業（準備型）と同等の額を、町長に申請することができる。
- 2 県準備型公募により農業次世代人材投資事業（準備型）の交付を受けたときは、既に町長から交付を受けた額と同等の額を返還しなければならない。
  - 3 第5条第2項による承認を受けた者が、農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けようとするときは、農業次世代人材投資事業（経営開始型）交付申請書（様式第5号）により申請するものとする。
  - 4 第3条第1項第3号の要件を満たす者の中で、第4条第2項又は第5条第2項の規定による承認を受けた者が、第2条第1項第3号による交付を受けようとするときは、小布施町農業次世代人材投資事業資金交付申請書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。
    - (1) 住居費助成事業計画書（様式第7号）
    - (2) 住民票の写し
    - (3) 住居賃貸借契約書等の写し
  - 5 第3条第1項第4号の要件を満たす者の中で、第5条第2項の規定による承認を受けた者が、第2条第1項第4号による交付を受けようとするときは、小布施町農業次世代人材投資事業交付申請書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。
    - (1) 農地賃借料助成事業計画書（様式第8号）
    - (2) 農地賃貸借契約書等の写し
    - (3) その他当該農地利用にあたって経費を支払ったことを証する書類
  - 6 第3条第1項第5号の要件を満たす者が、第2条第1項第5号による交付を受けようとするときは、小布施町農業次世代人材投資事業交付申請書（様式第6号）に、物産展等出店経費助成事業計画書（様式第9号）を添えて町長に提出するものとする。
  - 7 第3条第1項第6号の要件を満たす者が、第2条第1項第6号の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書（様式第16号）を添えて町長に提出するものとする。

（交付決定等）

- 第7条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、資金の交付を決定し、次の各号に定めるとおり当該事業者へ通知するものとする。
- (1) 第2条第1項の事業 農業次世代人材投資事業（準備型）交付サポート事業交付決定及び額確定通知書（様式第10号）
  - (2) 第2条第2項の事業 農業次世代人材投資事業（経営開始型）事業交付決定及び額確定通知書（様式第11号）

- (3) 第 2 条第 3 項及び第 4 項の事業 小布施町農業次世代人材投資事業資金交付決定及び額確定通知書（様式第 12 号）
- (4) 第 2 条第 5 項の事業 小布施町農業次世代人材投資事業資金（物産展等出店経費助成事業）交付決定通知書（様式第 13 号）
- (5) 第 2 条第 6 の事業 小布施町農業次世代人材投資事業資金（経営発展支援金事業）額確定通知書（様式第 17 号）

（実績報告）

第 8 条 前条第 4 号の規定により交付決定を受けた者は、事業完了後、速やかに物産展等出店経費助成事業報告書（様式第 14 号）に領収書等を添えて町長に提出するものとする。

2 前条第 5 項の規定により交付決定を受けた者は、事業完了後 1 か月以内または該当事業年度の 3 月末日までに経営発展支援金実績報告書（様式第 16 号）を町長に提出し承認を得るものとする。

（額の確定）

第 9 条 町長は、前条の規定により実績報告の提出があったときは、これを審査し資金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき資金の額を決定し、小布施町農業次世代人材投資事業資金（物産展等出店経費助成事業）確定通知書（様式第 15 号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定により実績報告の提出があったときは、これを審査し支援金の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合を認めたときは、交付すべき支援金の額を決定し、小布施町農業次世代人材投資事業資金（経営発展支援金事業）額確定通知書（様式第 17 号）により申請書に通知するものとする。

（交付請求等）

第 10 条 交付対象者が、資金の交付を受けようとするときは、次の各号に定めるとおり、町長に交付請求するものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項の事業 農業次世代人材投資事業（準備型）交付サポート事業交付請求書（様式第 18 号）
- (2) 第 2 条第 2 項の事業 農業次世代人材投資事業（経営開始型）事業交付請求書（様式第 19 号）
- (3) 第 2 条第 3 項及び第 4 項、第 5 項の事業 小布施町農業次世代人材投資事業資金交付請求書（様式第 20 号）

（就農状況報告）

第 11 条 前条第 1 項第 2 号の規定による交付を受けた者は、交付期間内及び交付期間終了後 3 年間（平成 29 年度以降の採択者は 5 年間）、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月の就農状況報告（様式第 21、21-1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出する。

(1) 必要書類

- ア 作業日誌の写し

- イ 決算書の写し（7月報告のみ）
- ウ 前年の総所得を証する書類の写し（7月報告のみ）
- エ 通帳及び帳簿の写し（農産物等の売上げや経費の計上をしている全てのもの）
- オ 農地及び主要な農業機械・施設の契約書等の写し（新たに契約等を締結している場合）
- カ その他、町長が必要と認める書類

## (2) 住所等変更報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、住居地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更した場合に住所等変更届（様式第22号）を提出する。

## (3) 就農中断報告

交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに町長に就農中断届（様式第23号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（様式第24号）を提出する。

2 就農状況報告を受けた町長は、第12条のサポート体制を中心に、長野農業改良普及センター等の関係機関と協力し、交付期間中、平成31年4月1日付け30経営第3030号農林水産省経営局就農・女性課長通知の「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を審査し、必要な場合は第12条のサポートチームを中心に、関係機関と連携して適切な指導を行う。

3 前項の確認は、就農状況確認チェックシート（様式第25号）により、次のとおり行う。

### (1) 受給者への面談

- ア 営農に対する取組状況
- イ 栽培・経営管理状況
- ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- エ 労働環境等に対する取組状況

### (2) 圃場確認

- ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- イ 農作物を適切に生産しているか

### (3) 書類確認

- ア 作業日誌
- イ 帳簿
- ウ 農地基本台帳の写し

### (4) 就農中断者の状況確認

交付主体は、交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、町長は就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

4 町長は、開始型交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で、当該開始型交付対象者の中間審査を実施する。中間審査を次のとおり行う。

### (1) 評価会の設置

町長は、第 12 条のサポートチーム、長野農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

(2) 評価方法

町長は、小布施町農業基本構想や国実施要綱別記 1 農業次世代人材投資事業第 7 の 2 の (1) の審査の観点等を参考にしながら、原則として面接により実施し、第 3 号に該当する区分に決定する。

(3) 評価区分

評価区分は、中間評価シート（様式第 28 号）により、原則として A（良好）、B（やや不良）、C（不良）の 3 段階とする。

(4) 評価結果の取り扱い

町長は、A 評価相当の交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A 評価相当の交付対象者のうち希望する者については、審査を実施した上で、国実施要綱別記 1 農業次世代人材投資事業第 10 の経営発展支援金を交付する。また、B 評価相当の者については、サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1 年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。C 評価相当の者については、資金の交付を中止する。

(5) その他

平成 28 年度以前に交付対象となった者についても、交付期間中に評価を実施するものとする。

(サポート体制の整備)

第 12 条 町長は、平成 29 年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」「営農資金」「農地」の各課題に対応できるよう、長野農業改良普及センター、JA ながの、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先と明確にするものとする。サポートチームは、原則として 10 月と 4 月の年 2 回、交付対象者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録（様式第 26 号）を取りまとめるものとする。また、前条第 4 項の中間評価において B 評価相当とされた者とされた者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案をとりまとめ翌年 1 年間、指導を行うものとする。

(資金の中止)

第 13 条 町長は、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

- (1) 第 3 条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 国実施要綱別記 1 農業次世代人材投資事業第 5 の 1 の (3) に該当するとき。
- (3) 国実施要綱別記 1 農業次世代人材投資事業第 5 の 2 の (3) に該当するとき。
- (4) その他、適切な農業研修又は、農業経営を行っていないと町長が判断したとき。
- (5) 国実施要綱別記 1 農業次世代人材投資事業第 10 の経営発展支援金の交付を受けたとき。

(資金の休止)

第 14 条 交付対象者は、病気その他やむを得ない理由により研修又は就農を休止する場合は、町長に休

止届（様式第 29 号）を提出しなければならない。

- 2 町長は、交付対象者から前項に規定する休止届が提出され、やむを得ないと認められる場合は資金の交付を休止し、認められない場合は前条に該当するものとみなして、資金の交付を中止する。

#### （資金の再開）

第 15 条 前条の休止届を提出した交付対象者は、研修又は就農を開始する場合は、再開届（様式第 30 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、交付対象者から前項に規定する再開届の提出があり、適切に農業研修又は農業経営を行うことができるかと認められる場合は、資金の交付を再開する。

#### （資金の返還）

第 16 条 交付対象者は、次に掲げる事項に該当する場合は、資金の一部又は全額を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 第 10 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

(2) 虚偽の申請等を行った場合にあっては、資金の全額を返還する。

(3) 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第 11 条第 1 項第 3 号の手続きを行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第 11 条第 4 項第 3 号の中間評価により C 評価相当とされた者を除く。

#### （返還免除）

第 17 条 交付対象者は、前条ただし書に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（様式第 31 号）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、返還免除の適否を決定し、資金返還免除決定（却下）通知書（様式第 32 号）により通知する。

#### （交付決定の取消）

第 18 条 町長は、交付対象者が規則及び、本要綱に違反した場合、又は不正の手段により資金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消すものとする。

#### （証拠書類の保存）

第 19 条 交付対象者は、資金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該交付年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

#### （補則）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、資金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 小布施町新規就農支援事業補助金交付要綱（平成 24 年 7 月 11 日 24 告示第 68 号）は廃止する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日告示第 8 号）

附 則（平成 29 年 4 月 1 日告示第 42 号）

附 則（平成 30 年 4 月 1 日告示第 31 号）

附 則（平成 31 年 4 月 1 日告示第 37 号）

この附則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この附則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この附則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この附則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



## 別表

事業名	資金額等	交付対象期間
農業次世代人材投資事業（準備型）交付サポート事業	10/10 年額 150 万円	最長 2 年間（※長野県が実施する里親研修を受けている期間）
農業次世代人材投資事業（経営開始型）事業	(1) 平成 27 年度以前適用者 年額 150 万円（定額） (2) 平成 27 年度以降適用者 経営開始初年度は、交付期間 1 年につき 1 人あたり 150 万円を交付し、経営開始 2 年目以降は、交付期間 1 年につき 1 人あたり 350 万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。）を減じた額に 3/5 を乗じて得た額（1 円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が 100 万円未満の場合は 150 万円を交付する。	最長 5 年間（※平成 28 年度以前に農業経営を開始した者にとっては、経営開始後 5 年度目分まで）
住居費助成事業	2/3 以内 月額 4 万円を上限	最長 7 年間（第 4 条第 2 項の規定による認定を受けた間及び第 5 条第 2 項の規定による承認を受けた間）
農地賃借料助成事業	1/2 以内 年額上限 10 万円 農地を賃借するにあたり、農地の借地料の他に、土地改良区の負担金や水利費等の経費が発生している場合、その経費も対象とする。	最長 5 年間（※第 5 条第 2 項の規定による承認を受けた間）
物産展等出店経費助成事業	10/10 以内 (1) 基本額 上限 6 万円／回 (2) 車借上代 上限 4 万円／回 ただし、1 人当たり年間 15 万円を限度とする。	最長 5 年間（※第 5 条第 2 項の規定による承認を受けた間、もしくは初めて補助を受けてから 5 年以内）
経営発展支援金事業	中間評価で A 評価相当とされた者のうち交付を希望する者。経営発展に向けた具体的な取り組み内容及び費用等を記載した計画の申請書の内容を精査し、経営の発展につながる取り組みと認める場合は、承認し対象者へ交付する。最大 150 万円又は次年度の交付額の 2 倍のうち低い額。	最長 1 年間 （交付次年度からは農業次世代人材投資による交付は対象外となる）